

## 判例研究

### 〔商法 三九八〕

#### 団体定期保険契約における被保険者の同意の方法 および被保険者の同意を欠く他人の死亡の保険契 約の効力

平成九年三月二四日静岡地方裁判所浜松支部判決「文化シャッター事件」  
平成四年の第二八四号、保険金引渡請求事件、請求棄却（控訴・和解）  
判例時報一六一号一六七頁、判例タイムズ九四九号八四頁、  
金融・商事判例一〇一六号三〇頁

#### 〔判示事項〕

一 団体定期保険契約も商法六七四条一項本文の適用を受ける保険契約である以上、保険契約締結にあたっては被保険者の同意を得る必要があるが、その同意は被保険者個人の個別的具体的なものでなければならぬ。なぜなら、商法六七四条一項本文が他人の死亡を保険事故とする保険契約の締結について、その他人である被保険者の同意を得ることを契約の効力発生要件とした趣旨は、この種の保険は一般に被保険者の生命に対する犯罪の発生を誘発する危

険性があること、保険契約者ないし保険金受取人が不労の利得を取得する目的のために利用する危険性があること、一般・社会的倫理として同意を得ずに他人の死亡をいわゆる射幸契約上の条件とすることは他人の人格を無視し、公序良俗に反するおそれがあることなどからこれらを防止するためであるところ、たとえ団体定期保険契約の場合であっても、当該他人である従業員各人がその保険契約の存在を知らされていないとするならば、右規定がその他人の同意を必要とした趣旨を損ない、公序良俗に反する結果になることはその他の場合と少しも異なるところはないからで

ある。

二 商法六七四条一項本文の適用を受ける、保険契約において、被保険者の同意を得ていない場合には、保険契約全体が無効になるものであり、保険金受取人の指定のみが無効になるのではない。

〔参照条文〕

商法六七四条一項本文、同但書、民法七〇三条。

〔事実〕

一 Y (被告) は、Aを含めたYの従業員全員を被保険者、保険金受取人をYとして、Bなど合計八社の生命保険会社との間で、被保険者の死亡により合計金四八九二万二六二四円の保険金の支払を受けることを定めた団体定期生命保険契約 (以下「本件団体定期保険契約」という) を締結したが、A自身の個別的具体的な同意は得ていなかった。

二 本件団体定期保険契約の締結後である昭和六三年六月二五日、Aはクモ膜下出血により死亡した。そこでYは、Bから、昭和六三年八月一九日までに前記保険金を受領した。

三 しかしながら、Aの相続人である妻X<sub>1</sub>ら三名 (原告。以下、三名をまとめてXという) は、次のような理由に基づいてYに対し右保険金相当額の支払を求め、訴えを提起

した (なお、Xは請求原因としてこれら以外に数多くの事由を主張しているが、それらの点については本稿では取り上げない)。

1 不当利得に基づく請求 (受取人指定についての同意の不存在)

Yは、本件団体定期保険契約の保険金受取人の指定について、被保険者の同意を得ていない。

したがって、被保険者をAとする本件団体定期保険契約の保険金受取人については、その指定がなされていないものであり、団体定期保険普通保険約款三五条により、被保険者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人が指定されてあったものとされる結果、Aの妻であるX<sub>1</sub>がその受取人となる。

しかるにYはBにより保険金を受領している。それゆえ、不当利得に基づきX<sub>1</sub>はYに対して保険金相当額の金員の返還を求めうる。

2 商法六七四条一項但書に基づく主張

団体定期保険契約は、従業員またはその遺族の生活保障を目的とするものであるから、その保険金の受取人は、被保険者である従業員であり、契約者である企業が保険契約上、保険金の受取人とされている場合も、それは保険金の

通過点にすぎない。このような意味において、団体定期保険は、商法六七四条一項但書の保険契約である。したがって、本件団体定期保険契約における保険金の受取人はAであるから、Aの同意がなくても本件団体定期保険契約は有効である。

Xは保険金受取人Aの相続人として、保険金（相当額）の引渡を求めうる。

3 不当利得に基づく請求（団体定期保険契約の趣旨・目的に基づく主張）

団体定期保険は、遺族の生活保障を目的としたものとして認可された保険である。したがって、保険金の使途は、この目的に制限され、この使途の確認のため、保険申込書で申込の趣旨の確認が行われ、さらに、協定書等を取り交わすなどしているのである。Yの場合は、保険金の使途はすべて弔慰金支払のためのみとされている。また、商法六七四条一項本文は、他人の死亡の保険には、その者の同意を要求し、この同意によって、保険金殺人等の様々な弊害を防止しようとしているのである。

Yは、これら団体定期保険の性質・目的を無視し、さらに、保険申込書、協定書等で保険申込の趣旨を「弔慰金支払のため」と明確にしながら、これをほとんど実行せず、

それについて個々の従業員の同意も取っていない。これは、法が本来予定し、要求した趣旨に反するものといえる。

しかも、Yが、そのような多額の保険に加入していたのは、Bらとの関係において、増資の際に安定株主として株式を引き受けることを求めたり、保険加入の見返りとしてシャッター関係工事の紹介を受けるなどの兼ね合いによるものである。Yは、勝手に従業員の生命を取引の道具として利用していたのである。

Yが、保険金を受領し、これをAに渡さないのであれば、それは、社会通念を逸脱し、正義・公平に反するものである。したがって、Yの受益は法律上の原因がなく、Xは、Yに対し、民法七〇三条に基づく不当利得の返還を求めうる。

四 これに対して、Yはこれらの主張を全て争った。とりわけ、本件団体定期保険契約がAの同意を得ていないという点については、たしかにAを含めた従業員の一人一人について個別的同意は得ていないが、Yの各支社の統括部長に対し、本件団体定期保険契約締結時の前後を通して口頭で本件団体定期保険契約の被保険者になっていることを通知しているのであって（Yは、これを「団体的同意」と呼ぶ）、これをもって商法六七四条一項本文の要求する被保

險者の同意があったものであると主張した。

〔判旨〕 請求棄却

一 不当利得に基づく請求（受取人指定についての同意の不存在）について

商法六七四条一項本文が他人の死亡を保険事故とする保険契約の締結について、その他人である被保険者の同意を得ることを契約の効力発生要件とした趣旨は、この種の保険は一般に被保険者の生命に対する犯罪の発生を誘発する危険性があること、保険契約者ないし保険金受取人が不労の利得を取得する目的のために利用する危険性があること、一般・社会的倫理として同意を得ずに他人の死亡をいわゆる射倖契約上の条件とすることは他人の人格を無視し、公序良俗に反するおそれがあることなどからこれらを防止するためであるということができる。たとえ団体定期保険契約の場合であっても、当該「他人」である従業員各人がその保険契約の存在を知らされていないとするならば、右規定がその他人の同意を必要とした趣旨を損ない、公序良俗に反する結果になることはその他の場合と少しも異なるところはないので、同意は被保険者個々人の個別的具体的なものでなければならぬというべきである。Yの主張する団体的同意では、各支社の統括部長からそれ以下の個々の

従業員に保険契約を締結することを周知し、これに応ずることを確認することまでが予定されていないので、そのようなものは到底商法六七四条一項本文が要求している被保険者の同意とみることはできない。

Yは、Yのような多数の従業員を抱える大企業にとって、個々の従業員の同意を得ることは事実上不可能である旨主張するが、適切な手段・方法を講じさえすれば、Yのような大企業であっても商法六七四条一項本文の趣旨を充足するに足りる措置をとることは十分に可能であると考えられるところであるし、仮に、何らかの事情でそれができないのであれば、そもそも本件におけるような団体定期保険契約を結ばなければよいだけのことである。

したがって、本件団体定期保険契約は、商法六七四条一項本文の要求する被保険者の同意を得ていないものとして、無効であるというべきである。（Xは同意を得ていないことから、本件団体定期保険契約は、受取人の指定のない生命保険契約であり、それゆえ団体定期保険普通保険約款三五条が適用される旨主張しているが）本件団体定期保険契約は、商法六七四条一項本文の要求する被保険者の同意を得て締結されたものではないため、保険契約全体が無効になるのであり、保険金受取人の指定のみが無効になることにはな

らない。

二 商法六七四条一項但書に基づく主張について

本件団体定期保険契約の保険金受取人はYであり、したがって、商法六七四条一項本文にいう他人の死亡を保険事故とする保険契約といえるから、被保険者たるAの同意がなくては有効とされない。

三 不当利得に基づく請求（団体定期保険契約の趣旨・目的に基づく主張）について

（判旨一記載のとおり）本件団体定期保険契約が無効である以上、Yは受領した保険金をBらに返還すべき責務を負うのであって、これをA、ひいてはXに引き渡さないことをもって、社会通念を逸脱するとか、正義、公平に反するとはいえない。

〔研究〕判旨に賛成。

一 本件は、団体定期生命保険契約においても、他人の死亡の保険契約として要求される被保険者の同意は個別的具体的なものであることを要するのであって、法人たる保険契約者の各支社の統括部長という地位にある者に對し、保険契約締結時の前後を通して口頭で団体定期生命保険契約の被保険者になっていることを通知したというようなものでは足りない——それゆえ、本件団体定期保険契約は無効

である——と判示した初めての裁判例である。もともと、同じく団体保険契約のうち、団体傷害保険契約については、すでに被保険者の同意なき場合を無効とする下級審裁判例があるから（大阪地判昭五四・二・二七判例時報九二六号一一五頁）、同意なき場合の効果に関するかぎり、本件判決はこれと同旨のものである。

周知のように、従業員を被保険者として会社が締結した生命保険契約を巡っては、近時各地で民事訴訟が提起されているが、それらはほとんどが被保険者の同意が存在していることを前提に、被保険者の相続人が、保険契約者たる会社に対して、保険者より受領した保険金相当額の支払を求めるものである。これに対して、本件は、Xが——当初同意の存在を認めながら、後に自白を撤回して——、Aの同意がない旨主張し、しかもかかる金員の支払を求めたという点に特殊性がある。本件を除けば、ほとんど全ての判決で保険金相当額の全部または一部の支払が認められているのに對し、本件ではそれが否定されているのは、被保険者の同意が存在しない（Yの言うような団体的同意では商法六七四条一項本文にいう同意としては不充分である）ということが決め手となっている（ただし、同意があったにもかかわらず、被保険者の相続人からの請求が否定された

ものとして、田中技建事件第一審判決東京地判平七・九・四労働法律旬報一三八一号五〇頁および山口電設事件東京地判平一〇・三・二四金融・商事判例一〇四七号三四頁)。その他判示事項は多岐にわたるが、この被保険者の同意という点が最大の争点であることは言うまでもなからう。

二 そもそも、保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保険契約を無制限に許すとすれば、【1】被保険者の生命に対する犯罪の発生を誘発する危険性がある(道德危険の存在)、【2】その者の生死に何ら利害関係を持たない者が賭博的な動機で保険契約を締結する可能性が存在する(賭博保険の危険性)、および【3】一般・社会的倫理として同意を得ずに他人の死亡をいわゆる射倖契約上の条件とすることは、他人の人格を無視し、公序良俗に反するおそれがある(人格権侵害の危険性)といった弊害が生じうる(三宅一夫「他人の死亡の保険契約」大森忠夫Ⅱ三宅一夫・生命保険契約法の諸問題(有斐閣・昭三三)二九六頁、大森忠夫「いわゆる事業保険と被保険者の同意」大森Ⅱ三宅・前掲書二一七頁、田邊康平「生命保険法に於ける利益主義と同意主義」新潟大学法経論集三集(新潟大学人文学部・昭二七)一〇一頁、江頭憲治郎「他人の生命の保険契約」ジュリスト七六四号(有斐閣・昭五七)五八頁など。

本件判決もほぼ同旨の判断をしている)。そこで、各国商法上何らかの制限がなされているが、わが国では、これらのうち、具体的には【1】と【2】に配慮して(拙稿「他人の死亡の保険契約における被保険者の同意―団体生命保険契約法論のために―」愛媛法学会雑誌二六卷三二四号(愛媛大学法学会・平一二)二〇三頁)、他人の死亡の保険契約の締結には、被保険者の同意が必要であるとしている。被保険者による同意がなされただけで、客観的に存在する道德的危険がなくなったり、賭博保険の恐れが消滅するわけではないが――道德的危険の有無やある保険が賭博保険か否かということがらは、本来は客観的な事象である――、特定の死亡保険契約において、自己の生命が保険に付される被保険者自身の同意がなされることによって、そのような恐れがないものと推断しているのである。このような趣旨からすれば、被保険者による同意は、被保険者自身による「個別的具体的なものではない(本件判旨)」(本件判旨)ことは当然であると言える。

三 しかしながら、学説上、団体保険契約にかぎっては、この例外として、個別的具体的な同意は不要であるとする見解が有力である。この中にも様々なものがあり、まず、①諸外国と異なり同意の形式を法定していないわが国にお

いては（諸外国では書面による同意が必要とされることが多い）、同意は明示のみならず、黙示のものでも許されるということ（これを前提に、どのような場合に黙示の同意があるかという観点から「被保険者となるべき者が十分に知悉し得るような状況の下において団体保険契約が締結され、しかも被保険者とされた者がこれを知りかつ異議を述べ得る機会を与えられてしかも異議を述べない」ことをもって黙示の同意があつたものと理解してよいとする見解（大森・前掲「いわゆる事業保険と被保険者の同意」二二〇頁。なお、少なくとも、新型の「総合福祉団体定期保険」発売前の保険会社実務ではこの見解を採用していた——糸川厚生「団体保険契約」ジュリスト七四六号（有斐閣・昭五六）一三〇頁参照——）、②会社の労働組合の代表者による一括の同意の意思表示で足り、また、（新人社員については）就業規則ないし労働協約中に保険条項が挿入されていればよいとする見解（西島梅治・保険法「新版」（悠々社・平三）三二七頁、田邊康平・新版現代保険法（文真堂・平七）二二九頁、石田満「団体定期保険と被保険者の同意」上智法学論集四〇巻二号（上智大学法学会・平八）六頁。なお、この見解をわが国で最初に主張された西島教授は、前掲書の第三版（平一〇）三二二頁では、かかる記載を削

除した上、立法的措置の必要性を強調されている）、③団体定期保険が本来の趣旨に則って運用されていれば（すなわち死亡保険金の全部または相当部分が最終的に遺族に給付されることが保障されていれば）、同意の不存在をもって当該保険契約を無効にする必要はないとする見解（山野嘉朗・判批・判例タイムズ九三三三号（判例タイムズ社・平九）四二頁）などがある。

これらの見解は、団体保険の制度趣旨が被保険者およびその相続人の保護にあると理解した上で、被保険者が多数であることなどからして、もし個別的具体的な同意を要求するとすれば現実には有効な団体保険契約を締結することができなくなってしまうこと、また、保険契約条件の適否に対する集団的な監督・是正が期待できるなど、先に述べた他人の死亡の保険契約に見られるような弊害は、団体保険契約ではあまり考えられないこと等を根拠としている。

しかしながら、これに對しては、現実には団体保険が先に述べたような制度趣旨とは異なった形で運用されていることが多い——すなわち、被保険者の相続人には、保険金が給付されないか、またはされても少額であることが多い——、団体保険においても個別的具体的な同意を要求することは不可能ではない、小規模な団体では集団的な是正・

監督は期待できない、などといった、これらとは正反対の意見も強く主張されているところであり(前掲大阪地判昭五四・二・二七、本件判決、糸川・前掲「団体保険契約」一三二頁、山崎文夫・判批・労働判例七一〇号(産労総合研究所・平九)一〇頁など)、このような実質論・比較衡量論では、所詮は果てしのない水掛け論が繰り返されることとなる。

そもそも、被保険者の同意の法的性質については学説が大きく分かれており、準法律行為たる意思の通知であるとするのが近時の多数説であるが、いづれにせよ、この点を本稿で詳しく検討している余裕はない(学説の詳細については、松本丞治「他人ノ生命ノ死亡保険ニ於ケル被保険者ノ同意ニ付テ」私法論文集第一巻(巖松堂・大五)三〇三頁、野津務・新保険契約法論・保険法論集第二巻(野津務保険法論集刊行会||中央大学生協出版局・昭四〇)六三九頁、三宅・前掲「他人の死亡の保険契約」三二三頁、拙稿・前掲「他人の死亡における被保険者の同意―団体生命保険契約法論のために―」一九二頁参照)。ここで、私見の結論のみを述べることが許されたとすれば、商法六七四条一項の規定からして、人は被保険者を保険金受取人にする場合を除くほか、原則として、他人の死亡の保険契約を締結す

る権利ないし権限を有しておらず、例外的に被保険者の同意が与えられることによつて、これが適法とされる。それゆえ、同意は、他人にかかる権利ないし権限を付与するという効果を持つ法律行為(単独行為)であると考え(なお、かりに多数説の見解を採用するとしても、準法律行為にも基本的に意思表示ないし法律行為の規定が類推適用されるから(通説)、以下の検討結果は同様のものとなる)。

同意が法律行為であるとすれば、その要素たる意思表示については明示的なもののみならず、黙示的なものもありうる。ただし、民法上、黙示的な意思表示も適法であるとされている上(たとえば、我妻榮・新訂民法総則・民法講義Ⅰ(岩波書店・昭四〇)二四〇頁など)、具体的に言っても、被保険者の同意については、書面によること等は要求されていないからである。

しかしながら、たとえ黙示のそれであっても、これが意思表示である以上は、表示行為がなされなければならないことは言うまでもない。多数説のようにこれが意思の通知であると理解しても同じである。ただし両者の相違はその効果意思通りの効果が認められるか否かにあるのであつて、意思の表現行為が必要であるという点は些かも異ならないからである。先の①の学説は「被保険者とされた者がこれ

を知りかつ異議を述べ得る機会を与えられてしかも異議を述べない」ということをもって、表示行為の微表であると把握するものであると思われるが、同意したと考えなければ説明がつかない何らかの行動に出たような場合は格別、このような一般的な機会の付与だけでは、表示行為がなされていると見ることは困難であろう。

また、かりにこれが表示行為であると評価できるとしても、この意思表示は、相手方のあるものであるから、相手方に到達することが必要である。しかし、この場合「異議を述べていない」ということだから、保険者または保険契約者のいずれか一方に意思表示が到達していると見ることは極めて困難であろう。

さらに、これが表示行為に該当するとしても、このような見地から同意を肯定しようとするれば、内心的効果意思としては自己を被保険者とする生命保険契約の締結を許容する意思を有していない場合が相当多く存在するであろうから、結局のところ錯誤（民法九五条）による無効が多数生ずることになる。もちろんこれは事実上の問題にすぎないと言え、それまでではあるが、この見解が「ひろく各地に分散している多数の従業員から一々具体的にその同意を求めることは、実際上かなり困難を伴う場合が少なくない」と

いう観点から同意の要件を緩和しようとしていることからすれば（大森・前掲「いわゆる事業保険と被保険者の同意」二一〇頁）、同意が無効となることにより結局保険契約が無効となって保険金を受領できない事態が数多く生ずることは、その前提と平仄が合わないこととなる。

それゆえ、いづれにしても、前述のような要件のもとに黙示的同意が存在すると理解する①の見解には賛成できない。

つぎに、同意が法律行為であるとすれば、その要素たる意思表示は、原則として代理人がこれをなするということになる（被保険者の同意については、代理に親しまないとする見解もあるが（たとえば、法定代理人による同意について、田中誠二・原茂太一・新版保険法「全訂版」（千倉書房・昭六二）二九三頁など）、ここではその検討をしている余裕はない）。それゆえ、具体的に代理権限を与えられた者であれば、被保険者に代わって同意の要素たる意思表示をなすことが可能であることは言うまでもない。

しかしながら、この意思表示について具体的に代理権を与えられていないのに、本人が所属する労働組合の代表者だからと言って——先に述べた学説は、厳密には被保険者が組合員であるか否かも論じていない——、当然に代理権

を持つとは到底言えない。それゆえ、労働組合の代表者による一括的な同意を肯定することには理論的根拠を欠くものと言わざるをえない(結論同旨・糸川・前掲「団体保険契約」一三一頁、家田崇「従業員を被保険者とする『他人の生命の保険』―団体定期保険の考察を中心として―」名古屋大学法政論集一七四号(名古屋大学法学部・平一〇)一〇一頁)。また、労働契約と生命保険契約は全く別個のものであるから、就業規則ないし労働協約中に保険条項が挿入されていればよいとすることにも疑問がある。それゆえ、前記②の学説にも賛成できない。

さらに、一定の場合に同意を不要とする③の見解についても疑問がある。この見解を主張される山野教授は「商法六七四条一項但書では、被保険者自身を死亡保険金受取人(実質的には遺族)とする場合には、被保険者の同意を不要としており、その理由は賭博保険のおそれがないということにある」ということを根拠としておられる(山野・前掲判批四二頁)。すなわち、「死亡保険金の全部または相当部分が最終的に遺族に給付されることが保障されていれば」被保険者が受取人として指定されている場合と同様賭博保険のおそれはないと理解されるのであろう。

しかし、同項但書は賭博保険のおそれのない場合を同意

不要とする規定ではなく、被保険者が受取人と指定されている場合に限定してこれを同意不要とするものである。かりに、これを拡大ないし類推適用するという趣旨の主張であるとしても、理論的にこれが可能であるかは大いに疑問であらう。ただし、「死亡保険金の全部または相当部分が最終的に遺族に給付されることが保障されてい(る)」とは言っても、保険金受取人は保険契約者なのであるから、同教授の主張は、保険契約者が、被保険者の遺族に対して受領した保険金(相当額)を引渡す債務を負うということの意味すると解するほかない。そうであるとすれば必ずしも事案が類似するとは言えない上、いったん受領した保険金を遺族に引き渡さずに保険契約者が他のことに費消してしまうことも可能なのであるから、当初からそのつもりであるとすれば、賭博保険の恐れが存在しないとは言いい切れないからである。

かりに、理論的にはこれが可能であるとしても、これをむやみに拡大ないし類推適用することが政策論的に妥当であるか否かは疑問のあるところである。けれど、同項但書が規定する事例では、被保険者が受取人であるといつても、実際に保険金を受領するのはその相続人であるところから、この場合にも――賭博保険ないし――道徳的危険は存在し、

立法論的には問題がある規定とされているからである。山野教授が主張されるような場合にも賭博保険の恐れや道德的危険が存在していることは言うまでもない。

しかも、同教授のような立論を許すことは、結局のところ、賭博保険のおそれのない契約であること、ないしは賭博保険として締結したものではないことを証明した場合に、同意がなくても当該生命保険契約を有効であると解することにつながると思われるが、そのようなあり方では法的安定性を欠くこととなり、法的安定性を重視して、被保険者の同意という形式的な基準で有効・無効を決定しようとする同条項の趣旨に反する。商法六七四条一項は、被保険者による同意を保険契約の効力発生要件とするのであって、決して、賭博保険の恐れがないことが効力発生要件で、「同意」の存在は、それがなくことの推定に止まるものではないのである。

ところで、本件の事案では以上の①から③のような学説に該当する状況すらない。Yは、各支社の統括部長に対し、本件団体定期保険契約締結時の前後を通して口頭で本件団体定期保険契約の被保険者になっていることを通知していることをもって、商法六七四条一項本文の要求する被保険者の同意があったものであると主張したが、これを「団体

的同意」と呼んでみたところで、同条項の要件を充足しているとは到底解しえない。それゆえ、本件判決が判示するように、本件団体定期保険契約は被保険者の同意を欠き、無効であると言わざるを得ない。

四では、本件団体定期保険契約が被保険者の同意を欠く場合、Xの主張するように、X<sub>1</sub>のYに対する不当利得返還請求権（民法七〇三条）が成立するのであるうか。

一般に不当利得の要件としては①他人の財産または労務によって利益を受けたこと（受益）②これがために他人に損失を及ぼしたこと（損失）③それらの間に因果関係があること④受益について法律上の原因を欠くことが必要である。Xは保険金相当額の返還を求めているのであるから、ここでの受益は保険金の取得である。Yは保険金を受領しているのであるから、当然受益がある。

つぎに、④の受益についての法律上の原因の有無であるが、本件団体定期保険契約では、Aの同意がないから、これがあるとは言えないであろう。たしかに、Yが保険金を受領したのは、保険金債権の弁済としてであるから（弁済原因 *causa solvendi*）、その意味では、かかるYの受益には法律上の原因があるように見えないかもしれない。しかしながら、本件ではAの同意を欠くのであるから、契約そのもの

が無効となり、それゆえ、有効な保険契約の効果として生ずべき危険負担義務（期待供与義務）も、危険負担の具体化としての保険金支払義務も発生せず、それゆえ、保険金支払義務の履行としてなされた保険金の支払は法律上の原因を欠くと言わざるをえないのである（出捐が *consolventi* に基づくものとは言えない）。

しかしながら、 $X_1$  の側に——Y の受益と因果関係がある——損失があるかといえば極めて疑わしい。なぜなら、もしかかる意味での損失が  $X_1$  にあるとすれば、 $X_1$  が保険金受取人であって、かつ B が Y に対して保険金を払ったことが民法四七八条等の規定によって正当化されることが必要であるが、本件ではこれらの要件を充足していないからである。

もつとも X は、A の同意を欠くものとしたうえ、その効果として、本件団体定期保険契約は、被保険者の指定のない保険契約となる——したがって、約款の規定により  $X_1$  が保険金受取人になる——とし、前者の要件の充足を主張している（これを肯定するものとして、山崎・前掲判批九頁、山田哲・本件判批・法律時報七〇巻二号（日本評論社・平一〇）一二〇頁など）。

しかしながら、本件判決も指摘するように、同意を欠く

場合には保険契約そのものが無効となるのであって「指定」のみが無効となるのではない（山本哲生・本件判批・ジュリスト一一三七号（有斐閣・平一〇）一四〇頁、山下典孝・判批・金融商事判例一〇六八号（経済法令研究会・平一一）五八頁など）。ただし、本件団体定期保険契約は自己のためにする契約であるから、保険金受取人の指定と言ってみるところで、これは保険契約から生ずる権利が、契約の効果として当然に保険契約者に帰属することを比喩的に表現するものにすぎず、保険契約とは別個の法律行為が存在するわけではないからである（保険契約者以外の者が保険金受取人となる場合にも、その法律構造を第三者のためにする契約であると理解するかぎり、この点は同様である）。

あるいはこの主張は、法律行為の一部無効の理論によるものとも思われるが、商法六七四条一項本文は同意のない生命保険契約を全部無効とする規定なのであるから（少なくとも団体保険以外の場面ではこれに異を唱える学説はない）、説得力を欠く。また、理論的に考えても、法律行為から生ずる権利が、当事者に帰属するということだけが無効となるということは考えにくい。さらには、法律行為の一部無効が生ずるために、民法学説が主張している要件にあてはまるか否かも疑問である。

それゆえ、かかるXの主張には賛成できず、Aによる同意が存在しないことを根拠として、X<sub>1</sub>のYに対する不当利得返還請求権が成立すると解することはできない。むしろ、損失は法律上の原因なくして保険金を支払った保険者に存するのであるから、判旨が述べるように、Bらこそ不当利得として保険金の返還を求めうる。

五 つぎに、Xは団体定期保険では、契約者である企業が保険契約上保険金の受取人とされている場合も、それは保険金の通過点にすぎず、このような意味において、団体定期保険は、商法六七四条一項但書の保険契約であると主張する。このように団体保険契約において保険契約者を通過点ないしトンネル的存在と見る見解は、古く前掲大阪地判昭五四・二・二七の評釈以来根強く主張されている（森田啓資Ⅱ赤津貞人・判批・判例タイムズ四一九号（判例タイムズ社・昭五五）三五頁など。なお、被保険者ないしその相続人が実質的には保険金を受け取るべき者であると構成することによって瑕疵が治癒されると主張する見解として石田・前掲「団体保険契約と被保険者の同意」一一頁）。もし、かりに、受領した保険金（相当額）を、被保険者の相続人に支払う旨の合意が存在しているとすれば、保険契約者は、受領した保険金を他の使途に費消することはで

きないという債権的拘束を受けるのであるから、このような実態を比喩的に通過点ないしトンネルと表現することは不可能ではない。しかし、それはあくまでことからの表層のみをとらえたものである。法律上は保険契約者が保険金受取人となっていることは動かないのであり、商法六七四条一項但書は保険会社に対して保険金請求権を持つ者が被保険者である場合にかぎって賭博保険等の恐れがないものと推断しているのであるから、このような場合を同条項に該当するものと言うことはできない。また、保険契約者の債権者にとって、保険金請求権の債権が可能であることや保険契約者が受領した保険金を事実上他のことに費消してしまうおそれもあることからすれば、比喩としても、これを単なる通過点ないしトンネルということはできないであろう。しかも、実際は、債権的拘束の有無とは関係なくこれを肯定しようとするのであるから、なおさらかかる学説に賛成することはできない。Xは、団体定期保険の趣旨・目的を根拠としてこれを主張するが（学説も一般に同旨）、後述するように、そのような考え方には疑問があるところである。

本件判決は、この点について何ら理由は示していないが、オーソドックスな解釈論からすれば当然のことであり、そ

のような趣旨で理由を示していないものと思われる。

六 最後に、団体定期保険の趣旨・目的という点について検討したい。既に述べたように、Xは、団体定期保険が遺族の生活保障を目的とするものと把握した上、保険金の使途はこの目的に制限され、それゆえYに対して不当利得返還請求権を持つと主張する。このXの主張は難解で、筆者には理解しがたい部分もあるが、いずれにせよ、この団体定期保険の趣旨・目的という点は、実はXの主張の全てを貫く思想とも言うべきものであり、学説上でも、本件判決に批判的な見解はもちろん、賛成する見解の多くも、——その内容については、個々の従業員ではなく、全従業員のための福利厚生にあるとする学説もあるが——団体保険契約について、これを重視した解釈論を展開している。

しかし、団体保険の趣旨・目的と言われるものは、経済制度としての団体保険に関する制度趣旨ではありえても、果たして団体生命保険契約の趣旨・目的と言えるのであろうか。換言すれば、かかる趣旨・目的が団体保険契約の内容等に影響を及ぼすことはありうるのであろうか。

たしかに、保険者としては、その商品設計者として、そのような趣旨・目的を勘案して商品进行設計していることは当然考えられるから、その限度では契約解釈の基準となる

ことはいうまでもない。また、具体的な契約において、保険契約者が、被保険者の遺族の生活保障を図るということ動機として、団体保険契約を締結した場合も少なくないであろうから、かかる場合には、不明瞭な意思表示を解釈するに当たって、これが基準となりうることは言うまでもない。

しかしながら、これらは当事者の意思、表示、解釈の基準となるに止まるのであって、契約内容そのものを、当事者の意思如何とは関係なく決定できるというものではない。団体保険契約の趣旨とか目的とかを強調する見解は、当事者の意思如何にかかわらず、契約内容には趣旨・目的による一定の制約があることを強調しており、それゆえ、趣旨ないし目的といわれるものは、契約内容を規制する機能を持つものとして主張されているといわざるを得ないが、契約（法律行為）の目的（内容）は、当事者の意思表示によって決定されるのであって、個々の契約当事者の意思如何に関係なく、これが決定されることは基本的にはあり得ない。契約自由の原則の中心的意義は実にこの点にあるのである。さらには、Xの主張に見られるように、学説には、受領した保険金の使途などにもこの趣旨・目的の効果が及ぶとする見解まであるが（山野・前掲判批四二頁など）、契約法

上は、このようなことがらは全く説明がつかないと言わざるを得ない。

もし、これらの点を肯定しようとするれば、それは団体定期保険を社会保険と同様の公保険であると理解するほかない。すなわち、被保険者の遺族保護という政策目的達成のために、保険のしくみを借用しているものと理解するのである。しかし、——たしかにその沿革からすれば社会保険的な色彩は窺えないではないが——、特別の立法的手当もない現行法のもとでは、団体保険が公保険ではないことは明らかであろう（この点については、たとえば大林良一・団体保険論（有斐閣・昭三六）二七頁以下、植郁夫「団体保険契約の支分契約性の論理」生命保険経営三八四号（生命保険経営学会・平九）七頁など参照）。実際、団体保険の趣旨・目的を強調する見解の中にも、これが公保険であると主張するものは存在していない。

それゆえ、かかる団体保険制度の趣旨・目的が、契約の内容を規制し、その他のことがらにも影響を及ぼすという見解には賛成できない。このようなことがらを根拠として不当利得の成立を認めることには理由がないものと考ええる。七 本件判決に対する評釈・コメントについては、山本哲生助教授が「おおむね判旨に賛成する」（山本・前掲本件判

批一三八頁）とされているほかは、判決の結論に反対するものが多い（阿部哲二「団体定期保険の法律問題——文化シッター事件判決を中心に——」季刊労働法一八三号（総合労働研究所・平九）一一七頁以下、水野幹男・本件判批・労働法律旬報一四一二号（労働旬報社・平九）四〇頁以下、山田・前掲本件判批一一七頁以下、山野嘉朗・本件判批・ジュリスト一一一六号（有斐閣・平九）一二五頁以下、本間照光・団体定期保険と企業社会（日本経済評論社・平九）二二九頁以下、石田満「団体定期保険について——静岡地裁浜松支部判決を中心として——」竹内追悼・商事法の展望（商事法務研究会・平一〇）六三頁以下）。これは先に述べたように団体定期保険契約は遺族の保護のためにあるという制度論を出発点に、請求棄却という結論ではこれが達成されないことを主たる理由とする。また、Xの代理人の水野幹男弁護士は、本件のAの死亡はいわゆる過労死であると紹介された後（水野・前掲本件判批四〇頁）、最終的には、本件判決について「裁判官の人権感覚を疑う」とまで言い切っている（水野・前掲本件判批四四頁）。

しかしながら、かりに、団体定期保険の制度趣旨が遺族の保護のためにあるということを認めるとしても、前述のように、これは公保険ではなく、ましてや遺族保護のため

の社会保障制度でもない。言うまでもなく事業者に付保義務もないし、付保した際に保険金受取人を被保険者（ないしその相続人）とする義務も課せられていないのである。

それゆえ、これが無効となる結果、現実には被保険者の相続人が保険金（相当額）の受領を受けられなくても、それは付保していない場合と同様の結果を招くだけであって、この結果を強く非難することには根拠がない。古笛恵子弁護士が指摘されているように、このような議論は「感情論が先行し、当該保険の本質が無視されている嫌い」であろう（古笛恵子・判批・判例タイムズ九七二号（判例タイムズ社・平一〇）六九頁）。

もちろん、従業員の死亡によって会社が退職金ないし弔慰金を支払う義務があるのではないか、とりわけ、その死亡が過労死とされる場合にはその必要性が高いのではないか（過労死であるとすれば、会社は債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償義務を負うことにもなる）、ということとは首肯しうる。しかしそれは民法や労働法の解釈ないし立法の問題であって、これと保険法の解釈論とを結び付けるべきではない（ほぼ同旨のことを指摘されるものとして、古笛・前掲判批六八頁、楯郁夫「団体保険等の保険金帰属問題の考察」生命保険経営三八六号（生命保険経営学会・

平一〇）一四七頁）。もしこれらを関連づけて理解しようとするれば、保険法の解釈を不当にゆがめる恐れがあるとともに、結論的にも労働者の保護という労働法の理念に排他する結果となる。ただし、この場合退職金ないし弔慰金の支払は、会社が団体保険を締結している場合にのみ、しかもその保険金の範囲内においてのみ認められることとなるからである。学説には、被保険者の全く与り知らぬところで保険契約が締結されるのは問題であり、そのような団体保険契約は違憲であると述べる見解もある（宮島尚史「団体定期生命保険の違憲・違法と労働者の権利について」就業規則、労災法理との関連における序論」学習院大学研究年報三〇号（学習院大学法学会・平七）一九・四四頁）。

しかし、被保険者同意のあり方が問題を含むからといって、そのことを出発点に、保険金が被保険者の相続人に帰属すべきであることは根拠が薄弱であると言わざるをえない。保険契約者は自らの危険対処術として、保険料を出捐して保険契約を締結するものであるのに対し、被保険者ないしその相続人は、これに何等関与していないのである。それゆえ、私には被保険者の相続人に保険金（相当額）が給付されることだけが正義になつた正しい解決であるとは思えない。被保険者の全く与り知らぬところで保

険契約が締結されるのは問題であるとするれば、それは当該保険契約を無効とするは足りるのであり、また、それが正に商法が選択している方途なのである。

それゆえ、かかる観点から本件団体保険契約を無効とした本件判決は正当であり、これに賛成したい。

鈴木 達次